

●住宅取得補助金の対象外地域について

Q.

U・I ターン支援制度の一環として住宅取得補助金を施策していますが、こちらについて対象外地域があるのはなぜでしょうか？ホームページや募集要項、Q&Aにて理由を探してみましたが、探し出すことはできませんでした。解答項目に記載の通り緑町2丁目に住んでいますが、こちらは対象外地域であるために、こちらの施策を受けることはできませんでした。しかしながら、1つ隣の3丁目では対象地域で補助金を受けられるということになります。たった400メートルほど離れているだけ、道路1本隣だけで対象、対象外があると不公平感が出てしまうと思います。住宅取得に関わる税金も、その後定住し支払っていく税金も、2丁目に住んでいようが3丁目に住んでいようが一緒かと思えます。

目的である、「この事業は、活気ある新発田を取り戻すため、市外からの転入者を対象に、一定地域における住宅の建築及び取得費の一部補助を行い、定住化を図るものです。」とあります。目的は大変理解できるのですが、一部地域に制限する理由はこちらの文からは分かりませんでしたので、理由をお聞かせ願いたいです。また、「活気ある新発田を取り戻す」のが目的であれば、一部地域を制限する理由はあるのでしょうか？こちらも含わせてお聞かせ願いたいです。こちらは平成25年度から施策しているかと思えます。これだけが理由とは言えないとは思いますが、平成25年度から人口は減り続けているとお見受け致します。加えて、正当な理由があるのであれば、一部地域を制限する理由も募集要項に記載するべきかと思えます。

(令和4年7月受付)

A.

「U・I ターン支援における当市の住宅取得補助金制度について、対象外地域があるのはなぜか、活気ある新発田を取り戻すのが目的であれば、一部地域を制限する理由はあるのか」についてお答えいたします。

当市の住宅取得の補助金は、平成25年に、いわゆるドーナツ化現象により、人口減少が目立っている街の中心部を対象に創設したものです。具体的には、人口減少率が2割を超えている中心市街地を対象としてスタートしましたが、その後、市内全域の市有地や空き家バンクに登録された物件を含めるなど、徐々に対象エリアを拡大してきております。限られた予算で最大限の効果を出せるよう、どこかのエリアで線引きをせざるを得ない状況ですが、市街地でも人口の減少率が少なく補助の対象外となる地域があることは事実であり、不公平感があるというご指摘はもっともであります。今後、改めて各地区の人口状況について検証するよう担当課に指示をいたしました。なお、現時点では、市内への移住対策のみではなく、人口減少地域の活性化も目的としておりますことから、何卒、ご理解をいただきたいと思います。

また、「正当な理由があるのであれば、一部地域を制限する理由も募集要項に記載するべき」とのご意見をいただきました件につきましては、今後、募集要項等に対象地域に対する設定理由を記載し、住宅取得補助金をご検討の皆様が疑問に思われることがないよう、担当課へ指示したところであります。

(令和4年7月15日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。